

目 次

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の方向性	1

II 歯と口腔の健康づくりの推進

1 ライフステージに応じた歯科口腔保健施策の推進	
ライフステージにおける歯科保健施策の展開	3
(1) 妊産婦期、乳幼児期	4
(2) 学齢・青年期	8
(3) 成人期	12
(4) 高齢期	15
(5) 障がい者（児）、要介護者	19
2 歯と口腔の健康づくりを支える社会環境整備	
(1) 歯科口腔保健の提供体制	23
(2) 正しい知識の普及啓発	36
(3) 人材の確保と育成	37
(4) 調査および研究	39
3 計画の推進	
(1) 計画の推進体制	40
(2) 各主体の役割	40
(3) 目標一覧（再掲）	42

参考資料

(1) 令和4年度市町村歯周疾患検診調査結果	44
(2) 令和3年度乳幼児歯科健康診査結果（市町村別）	46
(3) 令和4年度学校歯科健康診断結果（保健所管轄別）	48
(4) 令和4年度市町村別歯科保健事業実施状況	52
(5) 令和5年度歯科口腔保健医療に関する実態調査結果	58
(6) 福岡県内の無歯科医地区一覧	62
(7) 休日の歯科保健医療体制表（令和4年度）	63
(8) 関係機関一覧	64
(9) 歯科口腔保健の推進に関する法律	67
(10) 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例	69
(11) 福岡県歯科保健医療推進協議会設置要綱及び名簿	71
(12) 福岡県歯科口腔保健推進計画専門部会設置要領及び名簿	73

歯科に係る健診・検診について、本計画では、歯と口の総合的な健康診査を「歯科健診」、特定の歯科・口腔疾患の検査を「歯科（疾患名）検診」とします。ただし、制度の名称や出典のあるもの等については、その表記に従います。

本県では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGsの「目標3. すべての人に健康と福祉を」の実現に資するものです。

